

<論 文>

OECD オンライン上の子どもの保護勧告と国際機関における 政策協調関係の検証

Verification of Policy Coordination between International Organizations for the OECD Recommendations on the Protection of Children Online

東京国際工科専門職大学 齋藤 長行

International Professional University of Technology in Tokyo

Nagayuki SAITO

ABSTRACT:

Although the Internet benefits youth in a variety of way, the risks it represents is a global problem. In 2012, the OECD issued the “The OECD Council Recommendation on the Protection of Children Online” in response to this challenge. Following these recommendations, each international organization has taken measures to protect youth according to its responsibilities. This study aimed to verify the policy coordination between international organizations’ youth protection policies today, approximately 10 years after the OECD recommendation. The results indicated that while youth protection treaties have been developed and various international organizations have published guidelines and official reports, progress in implementing evidence-based policies is insufficient.

キーワード：インターネット青少年保護、OECD 勧告、国際機関、政策協調、エビデンスに基づく青少年保護

Keywords: Protection of Children Online, OECD Recommendation, International Organizations, Policy Coordination, Evidence-Based Child Protection

1. はじめに

今日、インターネットは、我々の生活に欠くことのできないインフラストラクチャとなっており、それは大人だけにとどまらず、青少年にとっても同様と言える。その一方で、コミュニケーション上のトラブル、ネットいじめ、違法・有害情報の閲覧、インターネットを介した犯罪者との遭遇、プライバシーや個人情報の流出、セキュリティ・リスク等、様々なインターネット上のリスクも存在している。

この様なリスクに対して、青少年は成人よりも、弱者の立場にある。なぜなら、彼らは発達段階にあり、感情をコントロールする能力が未発達であり (Giedd, 2015)、リスクに対して冷静に判断をする能力が十分に備わっていないからである (Jensen & Nutt, 2015)。O’Neill, B et. al. (2011) は、青少年の判断力の脆弱性

が、彼らのリスク発生の要因となっていることを指摘している。

よって、社会として、インターネット環境において弱者の立場にある青少年を保護し、彼らがインターネット上で自由に自身を表現できる利用環境を確保することが必要であると言える。この様な状況を鑑み、OECD は 2012 年に「オンライン上の子どもの保護勧告 (Council Recommendation on the Protection of Children Online) (以下：OECD 勧告)」を勧告し、国際社会に対してして政策協調することを呼びかけた (OECD, 2012)。

この OECD 勧告は、国際政策における段階的なプロセスを経て策定されたものである。2008 年 6 月、ソウルで開催された閣僚級会議では、青少年保護に向けて政府や執行機関による国境を越えた協力が要求

された (OECD, 2008)。ソウル宣言を受けて、OECD はアジア太平洋経済協力会議電気通信・情報作業部会 (APEC TEL) と共同開催によるシンポジウム「子どもたちの安全なインターネット利用を促す経済活動のメンバーによる協力について」を開催した (OECD, 2009)。2010年のOECD情報セキュリティ・プライバシー作業部会 (WPISP) では、インターネットを利用する青少年のリスクと保護政策に関する討議が行われている (OECD, 2012)。

OECD 勧告は、国際連合の「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)」にならい、青少年が責任あるデジタル市民となるよう教育・保護することを原則に組み込んでいる。さらに、インターネット上で青少年を守るために直面する三つの喫緊の政策課題として、「エビデンスに基づく政策形成アプローチを採り、青少年保護政策を最適化させ、客観性・妥当性を高めること」、「インターネットの青少年保護に関連する諸政策との連携・協調を図り、一貫性の高い政策を講じること」、そのために「国際協力の基盤を構築し、国境を超えるインターネットのリスクに対処すること」を挙げている。特に、本勧告の第五章では、各国際機関との協調の下でインターネット青少年保護政策を講じることを目指している。OECD 勧告が規定されてから約10年が経とうとしている今日において、インターネット青少年保護の進展と国際機関の相互の関係を明らかにすることは、これまでの青少年保護政策を評価し、今後の方策を検討する際の手掛かりとなるであろう。

2. 先行研究レビュー

本章では、インターネットの青少年保護に関する国際的な政策協調に関する先行研究を概観しつつ、本研究の意義を明らかにしたい。まず、インターネットガバナンスの観点から政策協調に関する先行研究をレビューする。次に、各国際機関による青少年保護政策に関する先行研究をレビューし、その上で本研究を行う意義を述べる。

2.1. インターネットガバナンスに関する先行研究

まず、インターネットガバナンスの観点から政策協調に関する研究を概観する。生貝 (2011) は、青少年保護を講じる場合、青少年有害情報に対する規制は、情報発信者の表現の自由にも抵触する恐れがあることから、政府規制による対処が困難となることを指摘している。その上で、そのような問題を回避するための方策として民間による自主規制が有効となることについて言及している。しかし、自主規制は、規制される側が自らを規制する構図となるため、規制政策の実行力が十分に発揮されない恐れを内包している (Goggin, 2009)。その解決策として、自主規制の内容を順守させる強制装置としての共同規制が有効な方策の一つにあげられる (Ofcom, 2008; 谷口, 2003)。

また、OECD (2011) は、青少年保護は、国際的な協調のもとで、一貫性をもって講じることが重要であることを指摘している。そのためにも、政府・民間だけにとどまらず、国際機関などの様々な関係者が関与するというマルチステークホルダーの体制によって、協調的に共同規制を講じることが求められる。

2.2. 各国際機関による青少年保護政策に関する先行研究

次に、各国際機関によるインターネットの青少年保護政策に関する先行研究を概観する。UNICEF は、Global Kids Online という国際調査を実施している。この調査は、デジタルリテラシー、市民参加、リスク行動等の政策課題について、比較可能なエビデンスを提供することを目的としている (Byrne & Burton, 2017)。その結果は、研究者向け・政策担当者向けのツールキットとして、青少年保護の取組を支えている (Byrne, et. al., 2016)。

青少年のインターネット利用の権利に焦点を当ててみると、Livingstone et. al. (2016) は、UNICEF との共同研究において、インターネットガバナンスにおける彼らの権利の確保の重要性を指摘している。さらに、Livingstone et. al. (2017) は、青少年はデジタルコンテンツの制作者でもあることから、彼らの参加する権利、情報を提供する権利、表現の自由の権利を尊重した上での政策立案が重要であることを指摘している。

次に、青少年の性的搾取に対する国際協力に関する研究に目を向ける。Lanzarote Committee (2019) は青少年保護の立場から、青少年によって生成・共有された性的画像やビデオが、彼ら自身が共有する場合は児童ポルノ所持に当たらないと言う見解を示している。欧州評議会は、その見解に準拠した青少年保護政策を講じている。

これらの先行研究は、インターネットの青少年保護に関する個別の国際政策に対して焦点が向けられている。一方で、OECD 勧告を手掛かりに国際機関の協調関係に焦点を当てた研究はあまりみられない。青少年保護に関する国際政策を検証し、OECD 勧告との関係性を明らかにすることにより、国際協調の進展を評価することは意義があると言えよう。

3. 研究コンセプト

本研究では、インターネット青少年保護政策に関する国際協調の状況を明らかにするために、OECD 勧告と各国国際機関が講じた国際政策の相互関係を検証する。まず、OECD 勧告の国際機関に向けた勧告内容を概観する。次に、各国国際機関が講じているインターネット青少年保護政策の要点をあげる。それらを基に、第4章ではOECD 勧告の勧告項目を評価軸として、各国国際機関の青少年保護政策の相互の関係を明らかにする。

3.1. 国際機関との協調に関する OECD 勧告の内容

OECD 勧告は大別して、「Ⅰ：全ての関係者に対する青少年保護の原則」、「Ⅱ：各国レベルにおける青少年保護を講じるための勧告」、「Ⅲ：国際レベルでの青少年保護を講じるための勧告」の三つのパートに分かれている。これらのパートのうち、本研究が検討対象としている国際機関に関する勧告は、Ⅰの全ての関係者に対する勧告とⅢの国際レベルでの青少年保護に関する勧告となる。以下では、国際機関が関係する勧告の各事項を概観していく。

3.1.1. 全ての関係者に対する青少年保護の原則

インターネット青少年保護政策を講じる上での原理

原則として、本勧告では「エンパワーメント」、「基本的な価値とそのバランス」、「柔軟性」をあげている。まず、エンパワーメントとして、1)全ての関係者が安全なインターネット環境づくりへ貢献すること。2)青少年の監督者としての保護者を最大限サポートすること。3)青少年が安全安心かつ責任ある態度でインターネットを利用することができるよう青少年と保護者をエンパワーメントすることを勧告している。

次に、基本的な価値とそのバランスとして、勧告では4)青少年がインターネットを利用することで得られる利益や機会を制限することなく、インターネット上のリスクから可能な限り保護すること。5)他のインターネット政策との一貫性を持った保護政策を講じること。6)民主主義の基本的な価値を踏まえ、表現の自由、プライバシーの保護、自由な情報の流通を阻害しないことを勧告している。

次に柔軟性についてみていくと、7)年齢の違いや発達段階の違い、特別に配慮が必要となる度合いに応じた青少年保護を講じること。8)急激なテクノロジーの進歩や利用状況の変化等を特徴とするダイナミックなインターネットの環境が持続されるように中立性を保つことを勧告している。

3.1.2. 国際レベルで青少年保護を講じるための勧告

国際レベルで青少年保護を講じるための勧告としては、「国際的ネットワークの強化」、「国際政策を講じるための情報共有」、「地域的・国際的能力開発の取組の支援」、「国際・地域組織の協調」があげられている。国際的ネットワークの強化としては、9)ネット上のトラブル、犯罪被害に遭遇した際の通報先としてのホットラインの整備や、インターネットの安全利用に対する意識を向上させるための啓発活動に関する国際的ネットワークを構築することを勧告している。

国際政策を講じるための情報共有としては、各国政策を実証的な質的・量的側面から分析し国際比較することを指摘しており、これには次の政策的課題が含まれる。10)国際比較を可能とする統計的指標により、青少年のインターネット利用割合、リスクの発生割合、リスクに対する子どもたちと保護者の意識状況、

リスクへの対処手法及び政策の影響や効果を共有すること。11) 青少年の年齢を区分する等して、リスクや政策対応策を各年齢層に整合させること。12) インターネットの急速な発展と子どもたちの利用状況の変化を考慮した政策を講じることを勧告している。

地域的・国際的能力開発の取組の支援としては、13) 啓発教育による意識向上手法の成功事例の共有や、学校教育におけるインターネット・リテラシーの育成等、多様な教育活動を介して青少年のインターネットの安全利用のための能力育成を図ることを勧告している。

国際・地域組織の協調としては、14) OECDをはじめとして、アジア太平洋経済協力 (APEC)、欧州評議会 (COE)、欧州連合 (EU)、インターネットガバナンスフォーラム (IGF)、国際電気通信連合 (ITU) 及びインターネット青少年保護に関係する国際的な非政府組織 (NGO) 等の相互の政策協調を勧告している。

3.2. 検証の対象とする国際機関とその取組

本研究が対象とする国際機関は、OECD が国際的なインターネット青少年保護政策の連携機関としてあげるアジア太平洋経済協力 (APEC)、欧州評議会 (COE)、欧州連合 (EU)、インターネットガバナンスフォーラム (IGF)、国際電気通信連合 (ITU)、国際連合児童基金 (UNICEF) とする。以下では、これらの国際機関によるインターネット青少年保護の政策内容を概観する。

3.2.1. アジア太平洋経済協力 (APEC) の取組

APEC では、2012 年に行われた電気通信・情報閣僚会議において、加盟国・加盟地域に対して青少年のオンラインリスクに対する保護政策の施行を求めている。それは、青少年がインターネット上において適切な行動がとれるようにするためのサイバー・セキュリティおよびサイバー・セキュリティに関する教育の促進、保護者の意識の向上等、インターネット上の脅威に対処するための政策を優先的に実施するよう各国に要請している。特に、APEC の越境プライバシー執行協力 (CPEA) では、プライバシー法の執行における国際機関協力や地域協力の政策的枠組みを示してい

る (APEC, 2010)。

3.2.2. 欧州評議会 (COE)

COE は、サイバー犯罪、人身取引、テロ対策、偽造医薬品対策、女性に対する暴力、子どもの権利、AI 等の分野における政策に主眼が置かれており、Cybercrime Committee や Lanzarote Committee 等のオンライン環境において青少年を保護することを目的としたイニシアチブが設置されている。Cybercrime Committee は、サイバー犯罪に関する欧州評議会条約の効果的な実施、および締約国間の情報交換を促進することを目的としている (Council of Europe, 2004)。条約自体は、とりわけ児童ポルノおよび国際協力に関連する犯罪を対象とする刑法および訴訟法の改革に関する最低基準を規定している (Council of Europe, 2001)。Lanzarote Committee において制定されたランサローテ条約では、性的暴力から子供を保護することを特に専門とする地域条約であり、情報技術によって拡がる性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に焦点が当てられている (Council of Europe, 2007)。

3.2.3. 欧州連合 (EU)

EU では、青少年保護の国際的取組として Strategy for a Better Internet for Children を行っている (Council of the European Union, 2012)。この政策戦略では、青少年がインターネットから安全に利益を得るのに必要な能力を確実に身に付けることを目的としている (European Commission, 2021a)。また、Safer Internet Centres では、オンライン上の青少年の性的虐待問題に対処するために青少年や保護者等に対して情報提供・支援活動を行っている (European Commission, 2021b)。さらに、Safer Internet Forum では、国際連携のための会議を開催しており、毎年、欧州諸国をはじめとした様々な国々の利害関係者を集め、デジタル環境が個人や社会に与える影響について協議している (Better Internet for Kids, 2020)。

3.2.4. インターネットガバナンスフォーラム (IGF)

国際連合経済社会局 (UNDESA) の管轄下にある

IGF では、インターネットの青少年問題に関する取組を行う Dynamic Coalition on Child Online Safety を組織している。本会議では、潜在的に有害なコンテンツ、行為、犯罪者との接触から青少年を保護することを目的としている。IGF は、毎年国際的かつ複数の利害関係者のプラットフォームを提供している (Internet Governance Forum, 2018)。

3.2.5. 国際電気通信連合 (ITU)

国際連合の専門機関である ITU では、啓発政策の立場からの青少年保護に関する取組を講じている。Child Online Protection (COP) では、利害関係者の協議の場として、Council Working Group on Child Online Protection (CWG-CP) を編成し、加盟国、産業界、および外部の専門家の対話を促進させている。さらに、青少年、保護者、教育者、政策担当者、産業界の各々を対象としたガイドラインを策定している (ITU, 2020a)。

3.2.6. 国際連合児童基金 (UNICEF)

UNICEF の調査部門である Innocenti Research Centre では、オンライン上の青少年の安全に関するレポートを数多く作成している。特に、Global Kids Online Research Initiative を立ち上げ、青少年のインターネット利用環境に関する国際調査を行っている (Byrne, et al., 2016)。さらに、UNICEF は、ITU と提携してオンラインの青少年保護に関する業界向けのガイドラインを策定している (ITU & UNICEF, 2015)。

4. 各国際機関による青少年保護の取組と OECD 勧告との協調関係

前章における国際機関による青少年保護に関連する OECD 勧告のレビューと、各国際機関の青少年保護の取組を踏まえて、本節では、各国際機関による青少年保護の取組と OECD 勧告との相互関係を明らかにする。

4.1. 全ての関係者に対する青少年保護の原則

まず、各国際機関における「全ての関係者に対する

青少年保護の原則に関する勧告」との相互の関係についてみていく (参照：表 1)。APEC では、青少年の保護に特化した政策は講じていないものの、Cross-border Privacy Enforcement Arrangement (CPEA) において、青少年を含む人々の国境を越えたパーソナルデータの保護のための措置として、移転先の執行機関に対する情報の提供、調査等、協力を依頼するための枠組みを規定している (APEC, 2010)。

COE では、青少年や保護者のエンパワーメント、基本的な価値とそのバランス、政策の柔軟性に関して、CM/Rec (2018) 7 による勧告とガイドラインが公開されている (Council of Europe, 20218)。特に、6) 表現の自由、プライバシー保護、自由な情報の流通の確保に対しては、Convention on Cybercrime や Lanzarote Convention において、青少年の表現の自由を尊重した上でのプライバシー保護を講じることが規定されている。

EU の全ての関係者に対する青少年保護政策としては、Better Internet for Children の戦略によりエンパワーメント、基本的な価値とそのバランス、柔軟性に関連する国際的な啓発政策が加盟国の連携により講じられている。IGF においては、Dynamic Coalition on Child Online Safety の政策報告書、ITU においては、Child Online Protection のガイドラインの公開、UNICEF においては、Global Kids Online の国際調査報告書がその相互関係にあり、それぞれの政策が各機関におけるインターネットの青少年保護政策の根幹となっている。

4.2. 国際レベルで青少年保護を講じるための勧告

次に、国際レベルで青少年保護を講じるための勧告における相互の関係についてみていく (参照：表 2)。APEC を除く各国際機関が、国際的ネットワークの強化、国際政策を講じるための情報共有、能力開発の取組、協調体制の構築等の青少年保護政策を打ち出している。特に注目したいのは、EU、IGF、ITU、UNICEF は、ガイドラインや公式レポート等により、加盟国や国際社会に向けた政策の方向性を示しているのに対して、COE は、政策の具体的アクション

表1：全ての関係者に対する青少年保護の原則に対する各国際機関の相互関係

国際機関	I：全ての関係者に対する青少年保護の原則							
	エンパワーメント			基本的な価値とそのバランス			柔軟性	
	1) 安全な環境づくり	2) 保護者のサポート	3) エンパワーメント	4) 利益と保護のバランス	5) 他の政策との一環性	6) 表現の自由とプライバシー	7) 発達を踏まえた保護	8) ネット中立性
APEC	-			-			CPEAの越境データ保護が該当。	
COE	CM/Rec (2018) 7による勧告及びガイドラインが該当。							
	-						Convention on Cybercrime及びLanzarote Conventionが該当。	
EU	Better Internet for Childrenが該当。							
IGF	Dynamic Coalition on Child Online Safetyの政策報告書が該当。							
ITU	Child Online Protectionのガイドラインが該当。							
UNICEF	Global Kids Onlineの調査報告書が該当。							

表2：国際レベルで青少年保護を講じるための勧告に対する各国際機関の相互の関係

国際機関	III：国際レベルで青少年保護を講じるための勧告						
	国際的ネットワークの強化		国際政策を講じるための情報共有			地域的・国際的能力開発の取組	国際・地域組織の協調
	9) 国際連携	10) 国際比較	11) 年齢層に整合した政策	12) ネットの環境変化への適合	13) 国際協力による能力育成	14) 国際機関との協調	
APEC	-						
COE	CM/Rec (2018) 7における勧告及びガイドラインが該当。		-			CM/Rec (2018) 7による勧告及びガイドラインが該当。	
EU	Better Internet for Childrenが該当。		Eurobarometerにより、加盟国に対する世論調査を実施。			Better Internet for Childrenが該当。	
IGF	Child Online Protectionのガイドラインが該当。		-			Child Online Protectionのガイドラインが該当。	
ITU	Global Kids Onlineの調査報告書が該当。		-			Global Kids Onlineの国際政策調査報告書が該当。	
UNICEF	Global Kids Online Research Initiativeによる調査報告書が該当。						

ンとして Convention on Cybercrime や Lanzarote Convention 等の条約により、国際連携による青少年保護を推進させようとしている。

また、10)国際比較については、EUがEurobarometerと名した加盟国に対する世論調査を2005年より実施しており、EU加盟国の青少年のインターネットの利用状況を比較分析している(European Commission, 2006)。また、UNICEFは、Global Kids Online Research Initiativeによる国際規模の青少年のインターネットの利用動向・意識調査を行っている。この取組では、各国のインターネット青少年保護政策の情報や最新の調査データを収集し、それを基にした政策レポートを公開している。さらに、このGlobal Kids Onlineは、EU地域においてインターネットの青少年保護に取り組む研究者組織であるEU Kids Onlineとも連携しており、それに参加する33か国の研究者との情報共有基盤が構築され

ている。

5. 考察

5.1. 各国際機関の青少年保護政策の特質

前章で示したOECD勧告と各国際機関の相互関係を基に、本章では各国際機関によるインターネット青少年保護政策の特質を明らかにしたい。まず、OECD勧告における全ての関係者に対する青少年保護の原則に焦点を当てる。この原則はインターネット青少年保護政策を講じる上で基本となる政策であることから、APECを除く各国際機関がガイドラインや公式レポートの公開により保護政策を実践している。

注目したいのは、地域的な責務を果たす国際機関と全世界が政策対象となる国際機関とでは、その政策の実践方法に違いがみられる。欧州地域諸国を対象とした政策機関であるCOEでは、Convention on

Cybercrime や Lanzarote Convention にみられるように、加盟国に対して青少年保護のガイドラインを示すだけにとどまらずに、実際の青少年保護に関する条約を加盟国と締結し、法規制を執行するレベルでの青少年保護を講じている。また、EU では、Strategy for a Better Internet for Children により、加盟国の協力の基での啓発活動を講じている (European Commission, 2021a)。

一方、世界各国を対象とした政策を講じることが責務となる国際機関においては、各機関におけるガイドラインや公式レポートの公開及び勧告文書の公開がその主な取組となっている。例えば、ITU では、Child Online Protection の取組において、青少年保護のガイドラインを公開しているが、このガイドラインは3編あり、保護者と教育者向けのガイドライン (ITU, 2020b)、政策担当者向けのガイドライン (ITU, 2020c)、産業界向けのガイドライン (ITU, 2020d) に分けてガイドラインを提示している。また、UNICEF もまた産業界向けのガイドラインを ITU と共同して公開している (ITU & UNICEF, 2015)。

次に、国際レベルで青少年保護を講じるための勧告に対する各国際機関の相互の関係についてみていく。APEC を除く他の国際機関において、国際連携、年齢層に整合した政策、インターネットの環境変化への適合、国際協力による能力育成、国際機関との協調等に関する政策的取組が講じられている。

一方で、国際比較に関しては、EU と UNICEF が取組んでいる。EU では、欧州地域における国際比較調査を行っている。この調査は、EU の政策執行機関である欧州委員会 (EC) が 2003 年より実施している Safer Internet Programme の調査プロジェクトとして実施しており、青少年のインターネットの利用動向・意識動向を調査しているものである⁽¹⁾。OECD (2012) でも言及されているように、この EU の国際比較調査は、OECD 勧告の策定過程において先行事例としてレビューされており、両国際機関間での相互の協調的な協力関係があった。一方、UNICEF の調査は、11 か国の国と地域を対象とした調査であり、世界各国の青少年のインターネットの利用動向と彼らの意識を調

査しているものである。これらの調査結果は、各政策機関の青少年保護政策のエビデンスとして活用されている⁽²⁾。

OECD 勧告は、国際比較を可能とする指標としての統計的なフレームワークとして、「リスクへの対処手法及び政策の影響や効果を共有する」ことの必要性に言及している。しかし、これらの調査では、青少年保護政策の効果を比較分析するためのエビデンスを十分に得ることはできていない。インターネットの青少年保護政策をさらに進展させるには、国際的な青少年保護政策の影響評価に取り組む必要がある。

5. 2. 各国際機関の青少年保護政策の差異とその要因

前節の議論を踏まえて、各国際機関の政策の方向性の差異について考察したい。各国際機関が講じるインターネットガバナンス、特にインターネットを利用する青少年の保護政策に関しては、その機関に課された役割に応じて政策が講じられている。APEC は、非公式会議体であることから、協議はあくまで加盟各国同士のコンセンサス形成が主な目的となっている (山影, 1997)。APEC からガイドラインや公式レポートが公開されていないのは、この様な APEC の組織的性質があると考えられる。

一方、COE 及び EU は、条約の策定、保護勧告・ガイドラインの策定、啓発戦略の立案など、加盟国に対してより実践的な青少年保護の取組を講じている。これは、COE と EU は、欧州地域における政治・経済・社会問題に対する政策執行の責務を担っているからである。さらに EU では、国際社会に先駆け、インターネットの青少年保護に関する国際比較調査に取り組んでいる。EU が実施した Eurobarometer の調査結果は、青少年・保護者に対する啓発活動にエビデンスに活用されている (European Commission, 2008)。従って、EU には青少年保護政策を施行していくために、現状を把握するためのエビデンスが必要であったことが考えられる。

ITU、IGF 及び UNICEF は、ともに国際連合の専門機関であり、組織の活動目的は政策課題解決に向けた政治的、経済的、社会的なシステムや制度の決定に

影響を与えることを目的としたアドボカシーにある。その性格から、青少年保護に関するガイドラインや公式レポートを公開することにより、各国における青少年保護の施行と国際連携を促進させることを目指していることが理解できる。また、UNICEFは、Global Kids Online Research Initiativeの国際比較調査を実施しているが、この調査が実施された国は、UNICEFの各国支局若しくはUNICEFと連携する研究機関が実施している。その調査予算は、国際協力として各国機関の独自の予算で賄われている(Byrne & Burton, 2017)。このことから、国際比較調査を実現させていくためには、連携する国・実施主体における予算確保が重要な要素となっていることが類推される。

以上みてきたように、各国際機関の青少年保護政策は、その機関に求められている役割に応じて取組まれている。求められることは、各国際機関がそれぞれの役割を補い合って青少年保護政策を協調的に講じて行くための協力基盤を強化していくことと言えよう。

6. まとめ

本研究では、国際的なインターネット青少年保護の観点から、OECD勧告と各国際機関による青少年保護政策の協調関係を検証した。その結果、各国際機関は、相互に連携を図りながら、国際的な協議を促進したり、ガイドラインの策定や啓発教育によるアドボカシー活動を講じたり、青少年の保護のための条約を策定する等、各国際機関が担うそれぞれの役割に応じた青少年保護政策が講じられていることが分かった。

しかし、エビデンスに基づく青少年保護政策の重要性は共通の認識となっているものの、実際にエビデンスを得るための調査を実施している国際機関は限定的であった。さらに、OECD勧告では、政策影響評価の国際比較が勧告されているが、現行の調査は青少年のインターネットの利用状況や意識の状況を調査するものに留まった。

では、なぜ国際レベルでの政策影響評価は実施に至っていないのか、インターネット青少年保護における政策影響評価は、他の政策分野とどのような差異があり、どの様な要因が影響評価の実施上の障壁となっ

ているのかを明らかにすることが必要となるであろう。この課題については、これからの研究で取組みたい。

注

- (1) EUでは、加盟国におけるインターネット利用に関する実態調査を継続的に行っている。2005年は質的調査として加盟国の子どもを対象とした面接アンケート調査を実施しており(European Commission 2005)、2007年は質的調査として子どもに対して対話形式のインタビュー調査が行われている(European Commission 2007)。2008年は、保護者に対して子どものインターネットの利用状況やその対策についての実態調査を行っている(European Commission 2008)。これらの調査では、主に青少年のインターネットの利用実態、地域属性、心理状況、保護者のペアレンタル・コントロールの実施状況及び家庭における教育方針等について調査が行われている。調査分析結果は、セーフター・インターネット・プログラムの施策に反映されてる(European Commission 2009)。
- (2) 日本では、2012年より、総務省が高校1年生を対象としたインターネット・リテラシー調査を実施している。この調査は、青少年のインターネット・リテラシーの習熟度合いに応じた保護政策の立案の為のエビデンスを提供することを目指すものである(齋藤, 2017)。

参考文献

- APEC [2010]. Cross-border Privacy Enforcement Arrangement (CPEA), <https://www.apec.org/Groups/Committee-on-Trade-and-Investment/Digital-Economy-Steering-Group/Cross-border-Privacy-Enforcement-Arrangement.aspx> (Accessed July 2021)
- Better Internet for Kids [2020]. Safer Internet Forum 2020, <https://www.betterinternetforkids.eu/policy/safer-internet-forum> (Accessed July 2021)
- Byrne, J., Kardefelt-Winther, D., Livingstone, S., Stoilova,

- M. [2016]. Global Kids Online Research Synthesis, 2015-2016. UNICEF Office of Research Innocenti and London School of Economics and Political Science, https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/IRR_2016_01.pdf (Accessed July 2021)
- Byrne, J. and Burton, P. [2017]. Children as Internet Users: how can evidence better inform policy debate, *Journal of Cyber Policy*, 2(1), pp.39-52.
- Council of Europe [2001]. Convention on Cybercrime, <https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=0900001680081561> (Accessed July 2021)
- Council of Europe [2004]. Convention on Cybercrime (ETS No. 185) <https://rm.coe.int/1680081561> (Accessed July 2021)
- Council of Europe [2007]. Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse, <https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=0900001680084822> (Accessed July 2021)
- Council of Europe [2018]. Recommendation CM/Rec (2018)7 of the Committee of Ministers to member States on Guidelines to respect, protect and fulfil the rights of the child in the digital environment, Council of Europe, Strasbourg.
- Council of the European Union [2012]. Council conclusions on the European strategy for a Better Internet for Children, https://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/educ/133824.pdf (Accessed July 2021)
- European Commission [2006]. Special Eurobarometer: Safer Internet, http://uploadi.www.ris.org/editor/1147703011eurobarometer_2005_25_ms.pdf (Accessed July 2021)
- European Commission [2007]. Safer Internet for Children Qualitative Study in 29 European Countries Summary Report, <http://www.beat.cat/documents/safer.pdf> (Accessed July 2021)
- European Commission [2008]. Flash Eurobarometer: Towards a Safer Use of the Internet for Children in the EU-A Parents' Perspective Analytical Report. <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/4c7ece29-058c-44fe-9aa0-27d67cfc3029/language-en> (Accessed July 2021)
- European Commission [2009]. Safer Internet Programme 2005-2008, Safer Internet Plus, http://europa.eu/legislation_summaries/information_society/internet/124190b_en.htm (Accessed July 2021)
- European Commission [2021a]. A European Strategy for a better Internet for our children, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/european-strategy-better-internet-children#:~:text=The%20European%20Commission%20set%20out,the%20Internet%20has%20to%20offer.&text=combatting%20child%20sexual%20abuse%20material%20online%20and%20child%20sexual%20exploitation> (Accessed July 2021)
- European Commission [2021b]. Safer Internet Centres, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/safer-internet-centres> (Accessed July 2021)
- Giedd, J. [2015]. The Amazing Teen Brain, *Scientific American*, May 2015, pp.33-37.
- Goggin, G. [2009]. Regulating Mobile Content: Convergences and Citizenship, *International Journal of Communications Law and Policy*, Issue 12, pp.140-160.
- Internet Governance Forum [2018]. IGF 2018 DC Child Online Safety: Online products and their impact on children's vulnerability, <http://www.intgovforum.org/multilingual/content/igf-2018-dc-child-online-safety-online-products-and-their-impact-on-children%E2%80%99s-vulnerability> (Accessed July 2021)
- ITU [2020a]. ITU 2020 Guidelines on Child Online Protection (COP) respond to new challenges and significant shifts in the digital landscape, <https://>

- www.itu.int/en/mediacentre/Pages/pr10-2020-Guidelines-Child-Online-Protexion.aspx (Accessed July 2021)
- ITU [2020b]. Guidelines for parents and educators on Child Online Protection, ITU Publications.
- ITU [2020c]. Guidelines for policy-makers on Child Online Protection, ITU Publications.
- ITU [2020d]. Guidelines for industry on Child Online Protection, ITU Publications.
- ITU & UNICEF [2015]. Guidelines for Industry on Child Online Protection, UNICEF.
- Jensen, F.E. & Nutt, A.E. [2015]. *The Teenage Brain: A Neuroscientist's Survival Guide to Raising Adolescents and Young Adults*, Harper, N.Y.
- Lanzarote Committee [2019]. Opinion of the Lanzarote Committee on child sexually suggestive or explicit images and/or videos generated, shared and received by children, <https://rm.coe.int/opinion-of-the-lanzarote-committee-on-child-sexually-suggestive-or-exp/168094e72c> (Accessed July 2021)
- O'Neill, B., Livingstone, S., and Mclaughlin, S [2011]. Final recommendations for policy, methodology and research, EU Kids Online network, London, UK, http://eprints.lse.ac.uk/39410/1/Final_recommendations_for_policy%2C_methodology_and_research_%28LSERO%29.pdf (Accessed July 2021)
- Livingstone, S., Carr, J. and Byrne, J. [2016]. One in Three: Internet Governance and Children's Rights, *Innocenti Discussion Paper*, No.2016-01, UNICEF Office of Research, Florence. Available at: https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/idp_2016_01.pdf (Accessed July 2021)
- Livingstone, S., Lansdown, G., & Third, A. [2017]. The Case for a UNCRC General Comment on Children's Rights and Digital Media: A report prepared for Children's Commissioner for England, <https://www.childrenscommissioner.gov.uk/wp-content/uploads/2017/06/Case-for-general-comment-on-digital-media.pdf> (Accessed July 2021)
- OECD [2008]. *Seoul Declaration for the Future of the Internet Economy*, OECD, Paris.
- OECD [2009]. Report on the APEC-OECD Joint Symposium on Initiatives among Member Economies Promoting a Safer Internet Environment for Children, OECD, Paris.
- OECD [2011]. OECD Council Recommendation on Principles for Internet Policy Making, OED, <https://www.oecd.org/sti/ieconomy/49258588.pdf> (Accessed July 2021)
- OECD [2012]. *The Protection of Children Online: Risks Faced by Children Online and Policies to Protect Them*, OECD Publishing, Paris.
- OECD [2019]. *Protecting children online: An overview of recent developments in legal frameworks and policies*, OECD, Paris.
- Office of communications [2008]. *Identifying appropriate regulatory solutions: principles for analysing self- and co-regulation Statement*, UK.
- 生貝直人 [2011]『情報社会と共同規制』勁草書房
- 齋藤長行 [2017]『エビデンスに基づくインターネット青少年保護政策 —情報化社会におけるリテラシー育成と環境整備』明石書店
- 谷口洋志 [2003]「政府規制、自主規制、共同規制」『中央大学経済学論纂』第44巻1-2号 pp.35-56.
- 山影進 [1997]「アジア太平洋経済協力の制度化にみられる特徴－ASEANとAPECの組織原理と運営原則を中心に」『世界法年報』1997年1997巻16号 pp.2-33.